響灘地区製鋼工場建設事業に係る環境影響評価準備書に対する 環境の保全の見地からの意見

1 環境影響評価の項目について

響灘地区製鋼工場建設事業で設置する60トン電炉は、ダイオキシン類対策特別措置 法施行令(平成11年政令第433号)別表第1第2号に掲げる施設に該当するため、 当該施設の存在及び稼動に伴い発生するダイオキシン類について環境影響評価を実施 し、その結果を環境影響評価書(以下「評価書」という。)に記載すること。

2 調査、予測及び評価の手法について

施設の稼動に伴い発生する二酸化炭素排出量については、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)において、二酸化炭素の発生要因ごとに算定しているが、評価書においては、設置する施設ごとに算定すること。

3 その他について

準備書において自然環境の創出を目的とした在来種による緑化計画について記載しているが、その緑化計画を実施した結果を事後調査報告書に記載すること。